

「山口県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案」に対し提出された意見
とそれに対する県の考え方について

- 1 意見募集期間 令和4年10月11日（火）から令和4年11月10日（木）まで
- 2 意見の件数 1人 4件
- 3 意見の内容と県の考え方

【文書の作成に関するもの】 1件

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	県実施の会議は議事録作成を必須とし、議事録は公文書扱いとしてもらいたい。	<p>本条例では、第4条で「実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書を作成することとしておりますが、本条例は公文書の管理に関する基本的事項を定めるものですので、文書作成の具体的な取扱いについては、今後検討してまいります。</p> <p>また作成した議事録が公文書に該当するかについては、組織として保有する段階になれば第2条第2項で定める「公文書」に該当することになります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

【公文書の整理、保存に関するもの】 2件

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	公文書は基本的に永年保存としてもらいたい。	<p>本条例では、第5条第1項で公文書作成時に保存期間を設定することとしておりますが、本条例は公文書の管理に関する基本的事項を定めるものですので、公文書の保存期間の具体的な取扱いについては、今後検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3	文書作成時・公開時に保存期間を明示し、また永年保存でない場合はその理由も明示してもらいたい。	<p>本条例では、第5条第1項で公文書作成時に保存期間を設定すること、また第7条で簿冊（相互に密接な関連を有し、保存期間を同じくする公文書をまとめたもの）の分類、名称、保存期間等を記載した「簿冊管理簿」を作成、公表することとしておりますが、本条例は公文書</p>

		<p>の管理に関する基本的事項を定めるものですので、公文書の保存期間の具体的な取扱いや「簿冊管理簿」に記載する事項については、今後検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
--	--	--

【公文書の廃棄に関するもの】 1件

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>保存期間を満了した文書を廃棄する際は、廃棄する前に対象となる文書を公開し、廃棄の可否を県民に確認するようにしてもらいたい。</p>	<p>本条例では、第9条で保存期間を満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、歴史資料として重要な公文書（歴史公文書）に該当するか否かについて、知事及び歴史公文書の選別に関して専門的知見を有する県文書館が確認し、知事は歴史公文書に該当するものは廃棄しないように実施機関に求めることとしております。</p>